

# 生産者の登録手続きについて

令和4年4月

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜業務部 管理課

# 1. 生産者の登録の概要

## ～機構の事業加入時に必要な手続き～

▶ 生産者の皆様が、機構で実施している

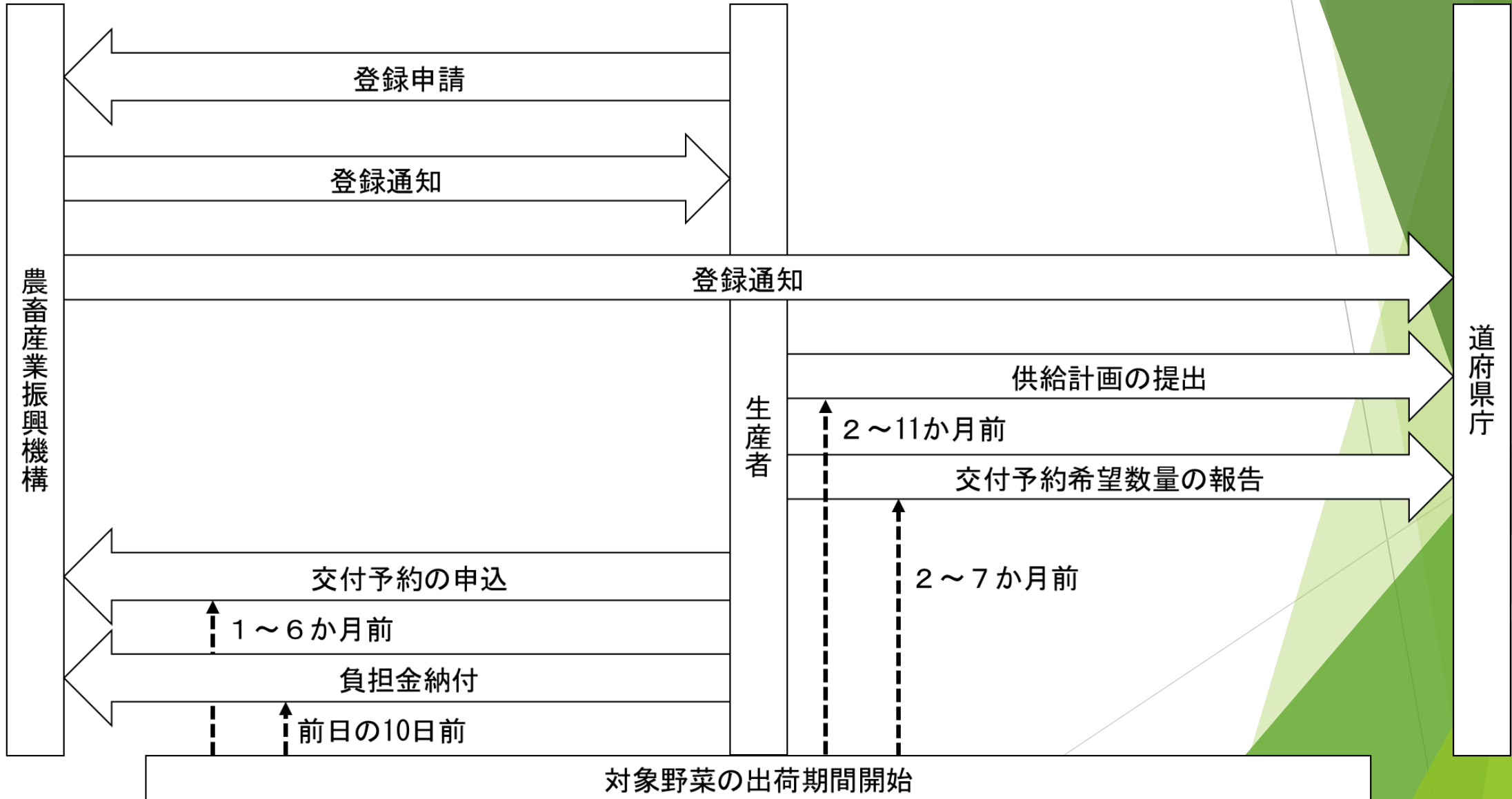
① **指定野菜価格安定対策事業** (対象市場へ出荷した野菜を対象に、指定野菜の価格が著しく低落した場合において交付金を交付)

② **契約指定野菜安定供給事業** (指定野菜を契約出荷する際に生じるリスクに応じて交付金を交付)

に加入する場合、あらかじめ機構に申請し「登録生産者」になる必要があります。

▶ 生産者の登録は、上記の2事業において有効であり、登録後はいずれの事業にも加入できます。

## 2. 登録から事業加入までの流れ



## 3-1. 登録に関する要件

- ▶ 登録を受ける資格を有する生産者は、以下のとおりです。
- 対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜)を生産して出荷する個人、法人又はその他の団体
- 少なくとも1つの野菜指定産地の区域において、当該対象野菜の作付面積がおおむね2ヘクタールに達しているもの
- ▶ なお、登録を受けようとする者が法人格のない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限ります。

## 3-1. 登録に関する要件

- ▶ 登録を受ける資格を有する生産者は、以下のとおりです。
- 対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜)を生産して出荷する個人、法人又はその他の団体
- 少なくとも1つの野菜指定産地において当該対象野菜の作り手種がおおむね2ヘクタール以上を有する者
- ▶ なお、登録を受ける者が、生産、出荷、販売の取組を農協等に委託している場合は、委託先が上記要件を満たしていることが必要です。

野菜指定産地とは、農林水産省が指定している、主要な野菜の産地のことであり、作付けする指定野菜の種別ごとに産地が指定されています。

作付けしているほ場が野菜指定産地に該当しているかは、農林水産省HPから閲覧可能です。

## 3-1. 登録に関する要件

- ▶ 登録を受ける資格を有する生産者は、以下のとおりです。
- 対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜)を生産して出荷する個人、法人又はその他の団体
- 少なくとも1つのおおむね2ヘクタール以上の生産地を有する
- ▶ なお、登録要件が、生産、出荷の契約で定められている

指定野菜とは、消費量が相対的に多く、又は多くなることが見込まれる野菜であって、以下の14種類があります。

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト(ミニトマト含む)、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス(非結球含む)、たまねぎ、ほうれんそう、ばれいしょ

## 3-1. 登録に関する要件

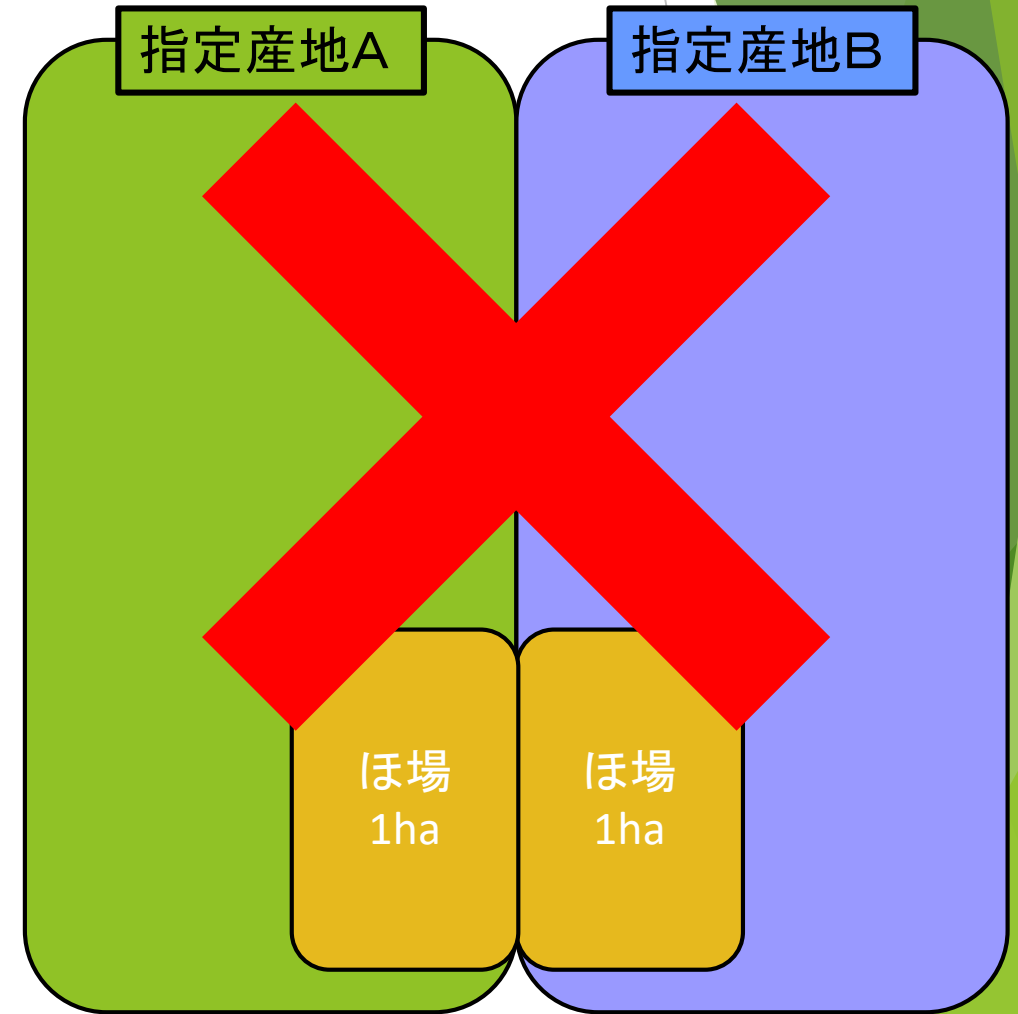
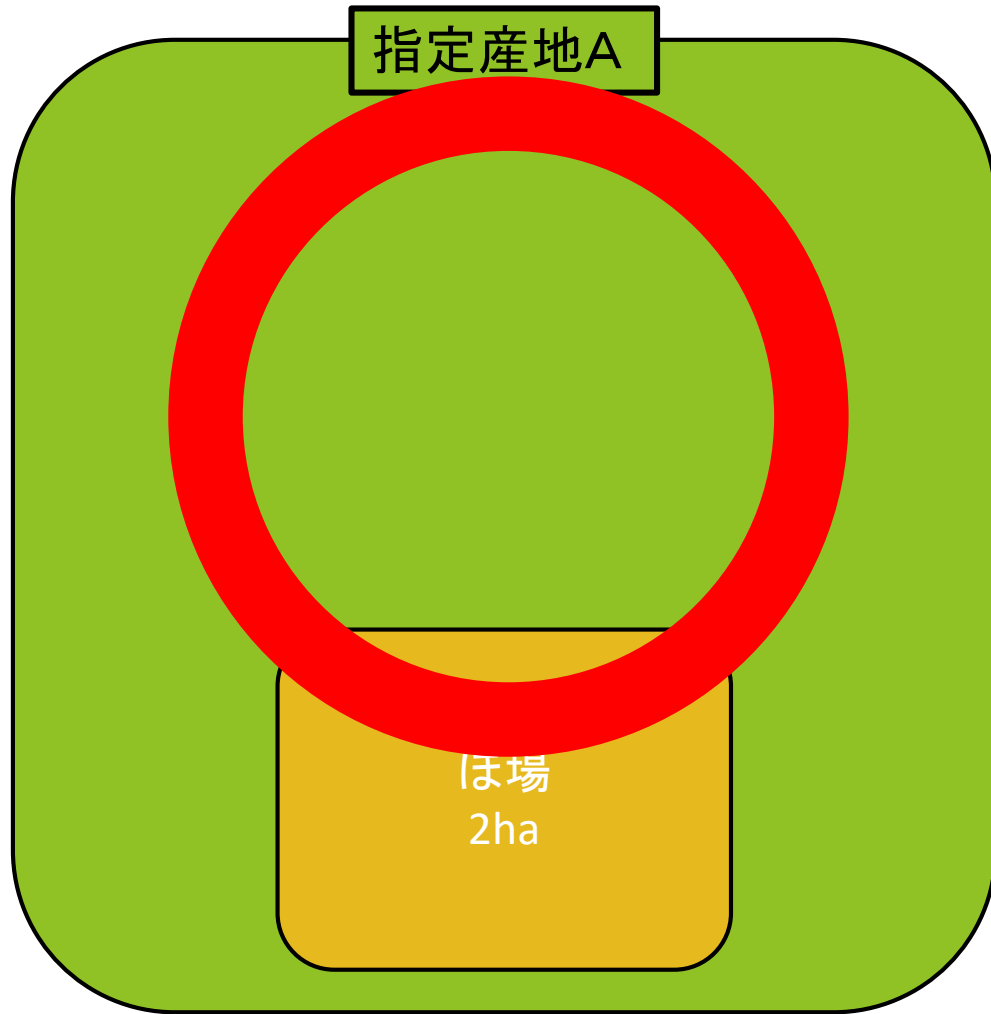
- ▶ 登録を受ける資格を有する生産者は、以下のとおりです。
- 対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜)を生産して出荷する個人、法人又はその他の団体

- 少なくとも1つのおおむね2へ

- ▶ なお、登録をが、生産、出荷で定めてい

- ・ 自ら生産及び出荷を行うことが登録の要件となっております。出荷を委託された集荷業者等は登録の対象となりません。
- ・ 申請者が法人の場合は、法人自らが生産・出荷をしている場合に登録の対象となります。法人傘下の個人がそれぞれ生産して法人に出荷しているような場合は、法人として登録をすることができません。(個人でそれぞれ登録いただくことは可能です)
- ・ このほか、生産及び出荷の形態や、法人の形態によっては、登録が難しい場合もございますので、詳しくは機構までお問い合わせください。

## 3-2. 面積要件の詳細① 面積要件の原則

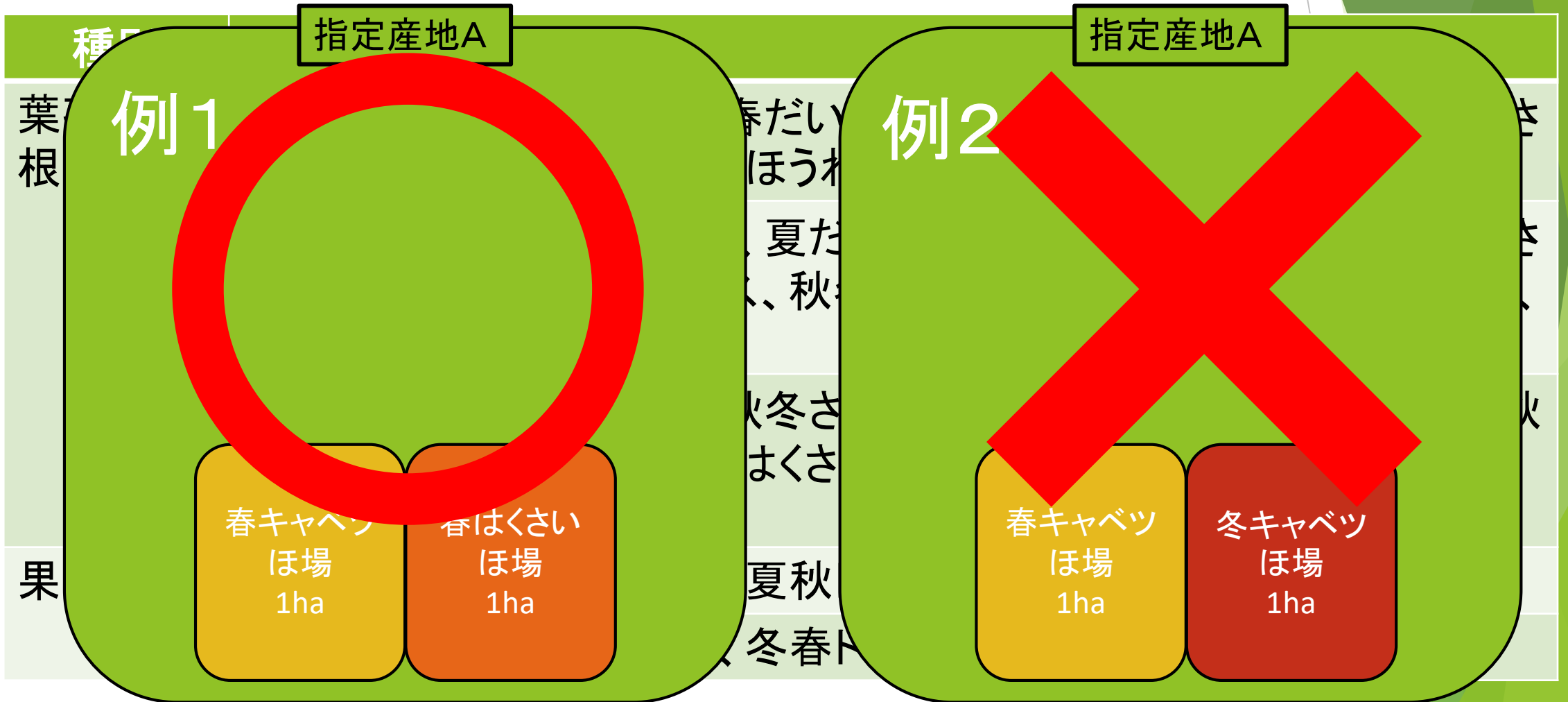




### 3-3. 面積要件の詳細② 作付面積の合算

種別	季節区分	対象野菜
葉茎菜類 根菜類	春もの	春キャベツ、春だいこん、春夏にんじん、春ねぎ、春はくさい、春レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	夏秋もの	夏秋キャベツ、夏だいこん、秋にんじん、夏ねぎ、夏はくさい、夏秋レタス、秋冬さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	冬春もの	冬キャベツ、秋冬さといも、秋冬だいこん、冬にんじん、秋冬ねぎ、秋冬はくさい、冬レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
果菜類	夏秋もの	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン
	冬春もの	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン

### 3-3. 面積要件の詳細② 作付面積の合算



## 3-4. 「共同して行う」ことの基準

生産を共同して行う基準

2以上の者が次に掲げる事項のすべてを行うこと。

- 生産資材及び機械若しくは施設等の共同購入又は生産資材の共同購入及び機械若しくは施設等の共同利用
- 品種及び作付体系の統一
- 播種、防除及び収穫の基幹作業の共同実施

出荷を共同して行う基準

2以上の者が選別及び集荷を共同で行うこと。

収支決算を共同して行う基準

2以上の者が共同で出荷した野菜の販売金額をプールして分配すること。

## 4. 生産者の登録までの流れ

### 要件の確認

- 登録を受ける資格を有するかをあらかじめ確認するため、「登録生産者の要件チェック表」を機構へ送付します
- 機構はチェック表の内容を確認し、登録に必要な申請書や添付資料を案内します

作付面積は季節区分  
及び対象野菜ごとにお  
おむね2haを超えてい  
るか

(指定野菜価格安定対  
策事業の場合)  
出荷先の市場は対象  
市場群に属する市場  
になっているか

(契約指定野菜安定供  
給事業の場合)  
出荷先と書面で契約  
を取り交わしているか

## 4. 生産者の登録までの流れ

### 要件の確認

- 登録を受ける資格を有するかをあらかじめ確認するため、「登録生産者の要件チェック表」を機構へ送付します
- 機構はチェック表の内容を確認し、登録に必要な申請書や添付資料を案内します

### 登録の申請

- 登録申請書に必要な資料を添付し、機構に送付します
- 必要となる資料に不備がないか、要件を満たす資料となっているか機構で確認します

過去の出荷実績・直近の対象野菜の出荷伝票の写しが確認できるか

農業委員会が発行する農地台帳の写しなど、面積が基準以上であることを証する資料が添付されているか

(法人や法人格のない団体の場合)  
定款又は規約、登記簿謄本又は抄本は添付されているか

## 4. 生産者の登録までの流れ

### 要件の確認

- 登録を受ける資格を有するかをあらかじめ確認するため、「登録生産者の要件チェック表」を機構へ送付します
- 機構はチェック表の内容を確認し、登録に必要な申請書や添付資料を案内します

### 登録の申請

- 登録申請書に必要な資料を添付し、機構に送付します
- 必要となる資料に不備がないか、要件を満たす資料となっているか機構で確認します

### 面積要件の確認

- 機構又は機構の委託を受けた対象野菜を生産する農地の所在する道府県の野菜価格安定法人が、実際にほ場を確認します
- 確認後に確認者から機構に面積報告が提出されます

## 4. 生産者の登録までの流れ

### 要件の確認

- 登録を受ける資格を有するかをあらかじめ確認するため、「登録生産者の要件チェック表」を機構へ送付します
- 機構はチェック表の内容を確認し、登録に必要な申請書や添付資料を案内します

### 登録の申請

- 登録申請書に必要な資料を添付し、機構に送付します
- 必要となる資料に不備がないか、要件を満たす資料となっているか機構で確認します

### 面積要件の確認

- 機構又は機構の委託を受けた対象野菜を生産する農地の所在する道府県の野菜価格安定法人が、実際にほ場を確認します
- 確認後に確認者から機構に面積報告が提出されます

### 登録の通知

- 登録完了です
- 機構から、登録生産者・道府県・道府県の野菜価格安定法人の3者に登録された旨を通知します

## 5. 登録後の届出等

### 【毎年必ず提出する書類】

#### ▶ 作付面積の報告

### 【該当する事由が生じた際に提出する書類】

- ▶ (定款や規約、氏名、住所に変更があったとき)  
→登録変更の届出
- ▶ (登録生産者から、その農業経営の全部を承継した場合)  
→承継の申請
- ▶ (登録生産者としての登録を取り消したい場合)  
→登録取消の申請
- ▶ (農業経営収入保険事業(収入保険)の保険関係が成立した場合)  
→事業を利用しない期間の申告



登録手続きについてご質問等ございましたら、  
下記の【お問合せ先】まで、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

独立行政法人 農畜産業振興機構 野菜業務部 管理課

住所：〒106-8635 東京都港区麻布台2丁目2番1号 麻布台ビル

電話：03-3583-9713 FAX：03-3583-9484

URL：[https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03\\_000049.html](https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000049.html)